

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（6月末 暫定値）366件（去年同期比－10件）

1 主な犯罪	○空き巣	2件（－3件）
	○自転車盗	82件（＋7件）
	○車上ねらい	16件（－5件）
	○部品ねらい	23件（＋5件）
	○オートバイ盗	41件（＋27件）

特殊詐欺 30件（6月末 暫定値） 被害総額 約122,300,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	15件	被害金額	約106,200,000円
預貯金詐欺	8件	被害金額	約5,300,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	5件	被害金額	約8,800,000円
還付金詐欺	2件	被害金額	約1,800,000円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和7年6月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	
井土ヶ谷中町	1	清水ヶ丘	1
井土ヶ谷下町	1	西 中 町	
浦 舟 町	1	前 里 町	
永 楽 町		大 岡	3
永田みなみ台	2	大 橋 町	
永田山王台	3	中 村 町	2
永 田 台	1	中 島 町	
永 田 東	1	中 里	
永 田 南	1	通 町	1
永 田 北	1	唐 沢	
榎 町		東蒔田町	
花之木町	1	南吉田町	
吉 野 町		南 太 田	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台		日 枝 町	
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町	1	八 幡 町	1
三 春 台		平 楽	
山 王 町	1	別 所	2
山 谷		別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	1
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川	4
その他		合 計	30



★詐欺の電話は携帯電話にも多くかかってきています★

携帯電話へのだましの電話を契機とした特殊詐欺の被害が昨年から増加しています。

◎携帯電話に多くかかってきている内容

- ・警察官をかたり、資金調査等を理由に現金送付を要求するオレオレ詐欺
- ・自動音声等で通信事業者をかたり、未払いの料金を請求する架空請求詐欺

◎対策

- ・未登録の電話番号は、すぐに対応せず発信先を確認してから折り返す。
- ・電話で金銭やキャッシュカードを要求されたら、警察や家族に相談する。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045－742－0110



南区交通事故統計《7月》

令和7年6月末現在 概数



発生件数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	9998	10054	-56
横浜市内	3391	3593	-202
南区内	199	183	16

死者数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	63	51	12
横浜市内	21	17	4
南区内	1	2	-1

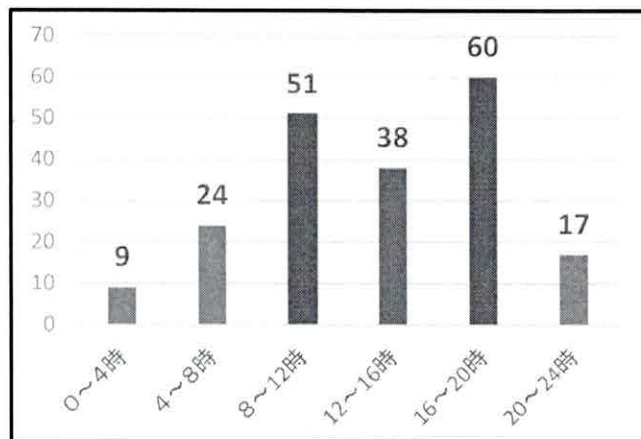
負傷者数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	11533	11677	-144
横浜市内	3864	4106	-242
南区内	221	211	10

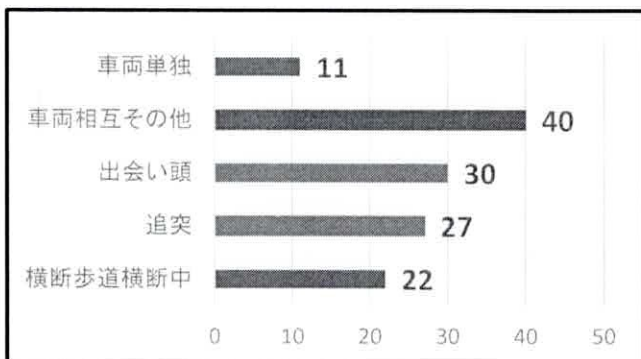
関係事故

	令和7年	構成率	増減数
高齢者	61	30.7%	-4
子供	13	6.5%	-3
二輪車	67	33.7%	4
自転車	45	22.6%	5

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和7年	令和6年	増減数	町名	令和7年	令和6年	増減数
万世町	2	1	+1	平楽	0	2	-2
三春台	2	1	+1	庚台	2	0	+2
中島町	6	0	+6	弘明寺	0	0	0
中村町	5	3	+2	弘明寺町	5	3	+2
中里	8	9	-1	新川町	0	1	-1
中里町	0	0	0	日枝町	1	3	-2
二葉町	0	0	0	東蒔田町	0	2	-2
井土ヶ谷上町	1	3	-2	榎町	1	0	+1
井土ヶ谷下町	7	6	+1	永楽町	2	2	0
井土ヶ谷中町	5	4	+1	永田みなみ台	0	3	-3
伏見町	0	0	0	永田北	4	3	+1
八幡町	1	0	+1	永田南	0	2	-2
六ツ川	15	25	-10	永田台	1	2	-1
共進町	0	2	-2	永田山王台	0	1	-1
別所	9	11	-2	永田東	5	10	-5
別所中里台	0	2	-2	浦舟町	6	8	-2
前里町	11	5	+6	清水ヶ丘	2	2	0
南吉田町	2	1	+1	白妙町	3	1	+2
南太田	11	6	+5	白金町	0	1	-1
吉野町	6	2	+4	真金町	6	6	0
唐沢	1	0	+1	睦町	5	5	0
堀ノ内町	5	1	+4	花之木町	2	4	-2
大岡	17	12	+5	若宮町	0	0	0
大橋町	0	0	0	蒔田町	1	2	-1
宮元町	14	12	+2	西中町	2	0	+2
宿町	4	3	+1	通町	10	5	+5
山王町	2	1	+1	高根町	3	4	-1
山谷	0	0	0	高砂町	4	1	+3

南警察署からのお知らせ

夏の交通事故防止運動 7月11日～20日

…夏季レジャーなどで車やオートバイを利用する際は、無理のない運転計画をたて安全運転に努めましょう。また、夏休み前にお子さんと交通ルールの確認をお願いします。県内では飲酒運転による多重事故が発生しています。飲酒と車は切り離し、飲酒運転を根絶しましょう！ 運動の推進にご協力をお願いします。

自転車安全利用五則を確認しましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット！



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～



神奈川県南警察署 交通課

令和7年火災・救急概況

書類
番号

2

南消防署
1月1日～6月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		28	19	9
火災 種別	建物	24	15	9
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	3	0
焼損床面積 (㎡)		549	290	259
死者 (人)		3	2	1
負傷者 (人)		5	2	3
主な火災 原因	こんろ	6	5	1
	電気機器	4	4	0
	配線器具	2	0	2
	たばこ	2	1	1
	マッチ・ライター	1	0	1
救急出場件数		7,556	7,381	175
救急 種別	急病	5,464	5,425	39
	一般負傷	1,336	1,309	27
	交通事故	220	210	10
	その他	536	437	99

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別		令和7年	令和6年	増△減
火災件数 (件)		412	328	84
焼損床面積 (㎡)		3,264	3,852	△ 588
死者数 (人)		14 (2)	17 (1)	△ 3
負傷者数 (人)		64	66	△ 2
救急出場件数 (件)		120,415	123,273	△ 2,858
救急 種別	急病	84,119	86,903	△ 2,784
	一般負傷	22,026	22,534	△ 508
	交通事故	4,256	4,435	△ 179
	その他	10,014	9,401	613

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和7年	令和6年	増△減	令和7年	令和6年	増△減
行政区別 件数	鶴見	34	21	13	8,834	8,957	△ 123
	神奈川	22	23	△ 1	7,577	7,678	△ 101
	西	11	16	△ 5	5,270	5,114	156
	中	48	47	1	8,611	8,811	△ 200
	南	28	19	9	7,556	7,381	175
	港南	17	12	5	7,372	7,492	△ 120
	保土ヶ谷	19	13	6	6,154	6,619	△ 465
	旭	22	15	7	7,773	8,278	△ 505
	磯子	20	9	11	5,373	5,648	△ 275
	金沢	22	24	△ 2	6,396	6,572	△ 176
	港北	42	34	8	9,698	9,798	△ 100
	緑	22	9	13	5,420	5,753	△ 333
	青葉	24	15	9	7,548	7,530	18
	都筑	25	8	17	5,205	5,296	△ 91
	戸塚	25	26	△ 1	8,791	9,073	△ 282
	栄	6	12	△ 6	3,889	3,929	△ 40
	泉	16	17	△ 1	4,968	5,044	△ 76
	瀬谷	9	8	1	3,956	4,272	△ 316

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災 件数	受持 消防団
太田東部連合町内会	2	第一分団
太田地区町内連合会	2	
寿東部連合町内会	2	第二分団
中村地区連合町内会	3	
蒔田連合町内会	3	第三分団
お三の宮地区連合町内会	6	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	第四分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	1	第五分団
大岡地区連合町内会	2	
別所地区連合町内会	0	第六分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	第一～六分団
合計	28	

自治会町内会長 様

区連会 7 月 定例会 資料
令和 7 年 7 月 18 日
建 築 局 建 築 防 災 課

令和 7 年度崖地現地調査に関する情報提供について

本市では、神奈川県が令和 3 年度までに指定した土砂災害警戒区域等※¹（イエローゾーン及びレッドゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報※²の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

今年度の崖地現地調査は、令和 6 年度に公表された土砂災害警戒区域等を対象に実施いたします。今回、実施する崖地現地調査の結果を精査し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず当日の調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。立ち入りの許可なく調査をおこなうことはありません。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

1 令和 7 年度 調査場所

神奈川区・青葉区・都筑区・南区 （4 区合計 約 200 箇所）

※別添資料にて、調査箇所数を記載しております。

2 調査期間及び時間

調査期間：令和 7 年 9 月上旬から令和 8 年 1 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

3 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



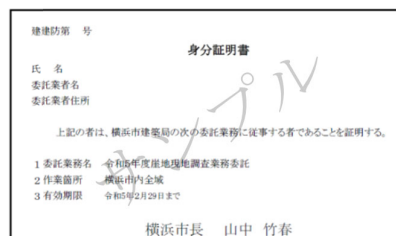
4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した**腕章**を着用し、**身分証明書**を携帯しております。

不審に思われた際は、**腕章**と**身分証明書**の確認をお願いします。また、訪問した調査員が調査費用等を請求することはありません。



腕章の例



身分証明書の例

5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

<調査計画（参考）>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)	合計
箇所	377 箇所	391 箇所	392 箇所	261 箇所	約 200 箇所	約 1,620 箇所
区	南・保土ヶ谷 磯子	港南・金沢 港北・栄	西・中 戸塚・瀬谷	鶴見・旭 緑・泉	神奈川・青葉 都筑・南	18 区

<土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 がけ防災担当

担 当 高橋（章）、市川、前田

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>

	箇所名	県指定箇所番号		箇所名	県指定箇所番号
1	庚台	105-H19-006-4	36	六ツ川1丁目	105-H20-013-17
2	南太田1丁目	105-H19-007-1	37	六ツ川1丁目	105-H20-013-16
3	南太田1丁目	105-H19-007-7	38	六ツ川1丁目	105-H20-012-5
4	南太田1丁目	105-H19-007-12	39	六ツ川2丁目	105-H20-014-2
5	南太田3丁目	105-H19-010-8	40	六ツ川2丁目	105-H20-017-2
6	南太田4丁目	105-H19-012-4	41	中里2丁目	105-H20-032-5
7	井土ヶ谷上町	105-H19-016-11	42	中里3丁目	105-H20-033-10
8	井土ヶ谷上町	105-H19-016-13	43	中里3丁目	105-H20-033-14
9	永田東3丁目	105-H19-028-6	44	中里3丁目	105-H20-034-4
10	永田南2丁目	105-H19-032-12	45	中里3丁目	105-H20-033-15
11	永田南2丁目	105-H19-032-26	46	別所2丁目	105-H20-038-2
12	永田南2丁目	105-H19-032-27	47	別所4丁目	105-H20-044-5
13	永田南2丁目	105-H19-032-28	48	別所2丁目	105-H20-039-15
14	永田北2丁目	105-H19-037-13	49	別所5丁目	105-H20-046-5
15	永田北2丁目	105-H19-037-14	50	別所6丁目	105-H20-047-3
16	永田北2丁目	105-H19-037-15	51	別所5丁目	105-H20-044-6
17	永田山王台	105-H19-050-4	52	別所7丁目	105-H20-048-2
18	六ツ川3丁目	105-H19-058-5	53	別所6丁目	105-H20-047-2
19	八幡町	105-H19-065-4	54	唐沢	105-H21-002-2
20	蒔田町	105-H19-072-9	55	唐沢	105-H21-002-4
21	蒔田町	105-H19-073-12	56	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-2
22	蒔田町	105-H19-071-3	57	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-3
23	大岡1丁目	105-H19-077-6	58	堀ノ内町2丁目	105-H21-004-5
24	大岡1丁目	105-H19-077-9	59	堀ノ内町2丁目	105-H18-006-8
25	大岡1丁目	105-H19-077-10	60	大岡1丁目	105-H21-005-2
26	大岡4丁目	105-H19-084-4	61	大岡4丁目	105-H21-007-1
27	大岡5丁目	105-H19-085-8	62	六ツ川3丁目	105-H21-010-1
28	大岡5丁目	105-H21-008-2	63	六ツ川3丁目	105-H21-010-5
29	弘明寺町	105-H20-003-1			
30	六ツ川1丁目	105-H20-007-1			
31	六ツ川1丁目	105-H20-007-22			
32	六ツ川1丁目	105-H20-013-15			
33	六ツ川1丁目	105-H20-007-24			
34	六ツ川1丁目	105-H20-006-10			
35	弘明寺町	105-H20-004-12			

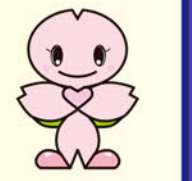
箇所名	調査箇所数
庚台	1
南太田1丁目	3
南太田3丁目	1
南太田4丁目	1
井土ヶ谷上町	2
永田東3丁目	1
永田南2丁目	4
永田北2丁目	3
永田山王台	1
八幡町	1
蒔田町	3
大岡1丁目	4
大岡4丁目	2
大岡5丁目	2
弘明寺町	2
六ツ川1丁目	8
六ツ川2丁目	2
六ツ川3丁目	3
中里2丁目	1
中里3丁目	4
別所2丁目	2
別所4丁目	1
別所5丁目	2
別所6丁目	2
別所7丁目	1
唐沢	2
堀ノ内町2丁目	4
計	63

※調査箇所は変更となる場合があります。

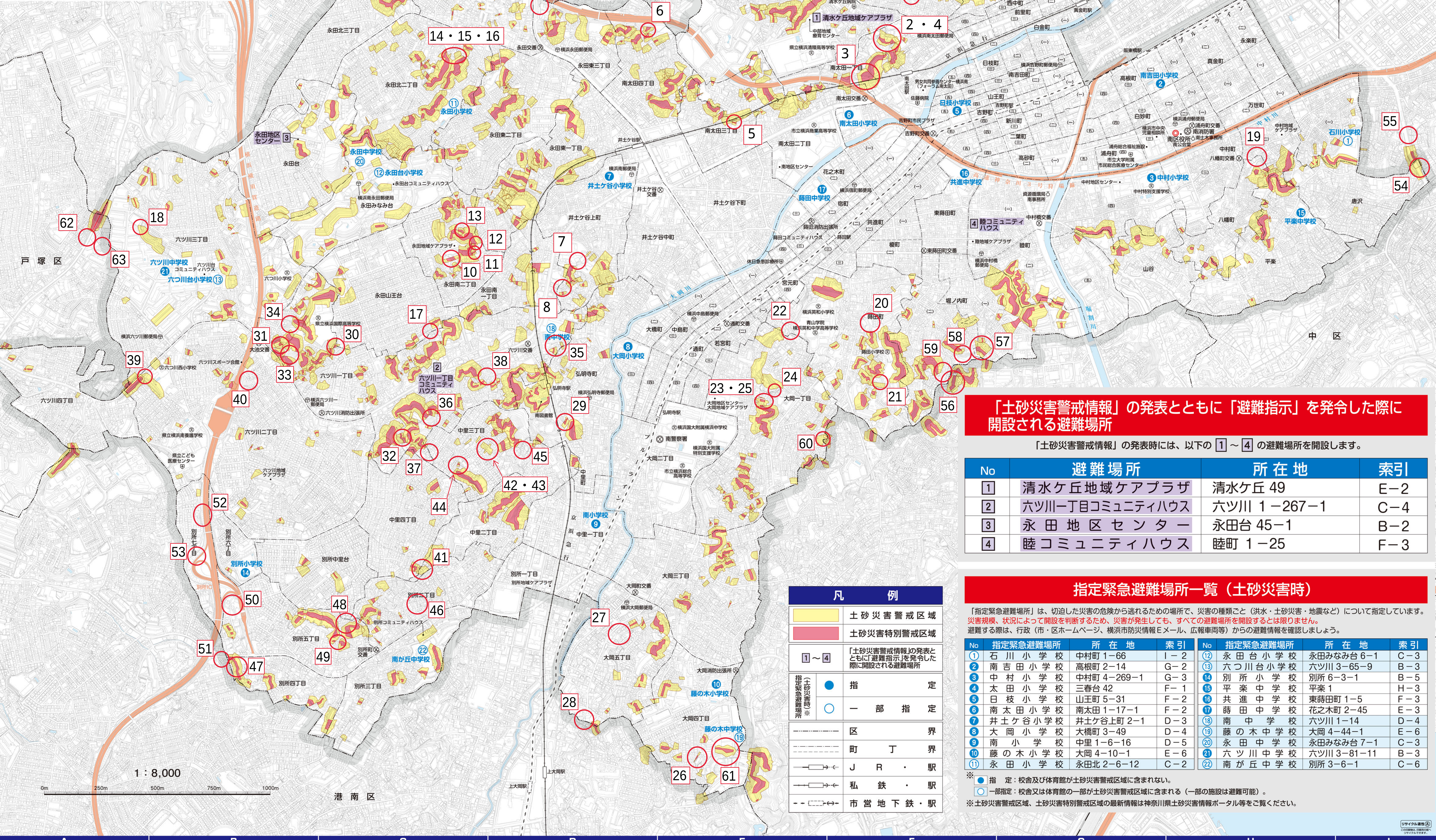


南区土砂災害 ハザードマップ

令和5年(2023年)3月発行
(土砂災害警戒区域 令和4年(2022年)9月1日 告示時点 土砂災害特別警戒区域 令和4年(2022年)9月1日 告示時点)



(注意) 南区以外の他行政区の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についてはそれぞれの土砂災害ハザードマップで確認してください。



「土砂災害警戒情報」の発表とともに「避難指示」を発令した際に開設される避難場所

「土砂災害警戒情報」の発表時には、以下の 1～4 の避難場所を開設します。

No	避難場所	所在地	索引
1	清水ヶ丘地域ケアプラザ	清水ヶ丘 49	E-2
2	六ツ川一丁目コミュニティハウス	六ツ川 1-267-1	C-4
3	永田地区センター	永田台 45-1	B-2
4	睦コミュニティハウス	睦町 1-25	F-3

指定緊急避難場所一覧（土砂災害時）

「指定緊急避難場所」は、切迫した災害の危険から逃れるための場所で、災害の種類ごと（洪水・土砂災害・地震など）について指定しています。災害規模・状況によって開設を判断するため、災害が発生しても、すべての避難場所を開設するとは限りません。避難する際は、行政（市・区ホームページ、横浜市防災情報Eメール、広報車両等）からの避難情報を確認しましょう。

No	指定緊急避難場所	所在地	索引	No	指定緊急避難場所	所在地	索引
1	石川小学校	中村町 1-66	I-2	12	永田台小学校	永田みなみ台 6-1	C-3
2	南吉田小学校	高根町 2-14	G-2	13	六ツ川小学校	六ツ川 3-65-9	B-3
3	中村小学校	中村町 4-269-1	G-3	14	別所小学校	別所 6-3-1	B-5
4	太田小学校	三春台 42	F-1	15	平楽中学校	平楽 1	H-3
5	日枝小学校	山王町 5-31	F-2	16	共進中学校	東時田町 1-5	F-3
6	南太田小学校	南太田 1-17-1	F-2	17	蒔田中学校	花之本町 2-45	E-3
7	井土ヶ谷小学校	井土ヶ谷上町 2-1	D-3	18	南中学校	六ツ川 1-14	D-4
8	大岡小学校	大橋町 3-49	D-4	19	藤の木中学校	大岡 4-44-1	E-6
9	南小学校	中里 1-6-16	D-5	20	永田中学校	永田みなみ台 7-1	C-3
10	藤の木小学校	大岡 4-10-1	E-6	21	六ツ川中学校	六ツ川 3-81-11	B-3
11	永田小学校	永田北 2-6-12	C-2	22	南が丘中学校	別所 3-6-1	C-6

※ ● 指定：校舎及び体育館が土砂災害警戒区域に含まれない。
○ 一部指定：校舎又は体育館の一部が土砂災害警戒区域に含まれる（一部の施設は避難可能）。
※土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の最新情報は神奈川土砂災害情報ポータル等をご覧ください。

凡例

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

1～4

「土砂災害警戒情報」の発表とともに「避難指示」を発令した際に開設される避難場所

●

指

○

一部指定

区界

町丁界

J R

駅

私鉄

駅

市営地下鉄

駅

区連会 7 月 定例会 資料
令和 7 年 7 月 18 日
市民局地域防犯支援課

市民の防犯意識に関するアンケートについて【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では防犯対策を強化しています。本アンケートは、防犯対策をより実効性のあ
るものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としてい
ます。市民の皆さまの声を通じて、より安全で安心なまちづくりにつなげていきます。
ご協力のほどお願いいたします。

2 アンケート対象者

全市民が対象です。

3 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。
アンケートの周知・回答に御協力をお願いします。

4 事業の概要

別紙参照（「あなたの声で、もっと安全安心な横浜に！」チラシ）

5 アンケート内容（※概ね 5 分程度の内容です）

（概要）

- ・本市の治安についての印象
- ・自身で行っている防犯対策
- ・本市防犯活動に求めること
- ・防犯情報の受信方法として求めるもの

6 回答期限

令和 7 年 8 月 31 日（日）

市民局地域防犯支援課

担当 川口、薦井

電話：045-671-3705／FAX：045-664-0734

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

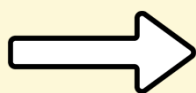
あなたの声で、 もっと安全安心な横浜に！



昨今の犯罪情勢を踏まえ、横浜市では、防犯対策の強化に取り組んでいます。

本アンケートは、防犯対策をより実効性のあるものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としています。

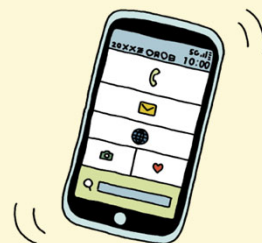
皆さまの声が、より安全で安心なまちづくりにつながります。ぜひご意見をお願いいたします。



防犯意識に関する アンケート回答方法

スマートフォンで下記のQRコードを読み取って
ご回答ください。 所要時間：約 5 分

※匿名での回答になります。



回答期限 令和7年8月31日（日）まで

【注意事項】

- ・いただきましたご意見等については、防犯対策を強化の際の参考とさせていただきますが、個別の回答等はいたしませんのでご了承ください。
- ・いただいたご意見等は公開させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。個人情報は公開しません。
- ・ご意見等に付記された年代、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本意見募集に関する業務のみに利用します。
- ・その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

横浜市役所
市民局地域防犯支援課
045-671-3705
(R7.7)

令和7年

秋の全国交通安全運動

横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（日）～9月30日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

スローガン

反射材 わたしとかがやく 夜の道

重 点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◇◇◇令和6年中 時間帯別事故発生状況◇◇◇

		昼 間							夜 間							合 計
		6 ～ 8 時	8 ～ 10 時	10 ～ 12 時	12 ～ 14 時	14 ～ 16 時	16 ～ 18 時	小 計	18 ～ 20 時	20 ～ 22 時	22 ～ 24 時	0 ～ 2 時	2 ～ 4 時	4 ～ 6 時	小 計	
横浜市内	発生件数（件）	648	993	799	873	858	1,075	5,246	919	451	249	132	88	178	2,017	7,263
	構成率（%）	8.9	13.7	11.0	12.0	11.8	14.8	72.2	12.7	6.2	3.4	1.8	1.2	2.5	27.8	100.0
	死者数（人）	3	3	4	3	3	2	18	5	2	5	1	4	5	22	40
	構成率（%）	7.5	7.5	10.0	7.5	7.5	5.0	45.0	12.5	5.0	12.5	2.5	10.0	12.5	55.0	100.0
神奈川県内	発生件数（件）	1,955	2,962	2,427	2,538	2,556	3,097	15,535	2,445	1,179	578	332	208	473	5,215	20,750
	構成率（%）	9.4	14.3	11.7	12.2	12.3	14.9	74.9	11.8	5.7	2.8	1.6	1.0	2.3	25.1	100.0
	死者数（人）	6	9	9	10	12	8	54	13	8	9	5	11	9	55	109
	構成率（%）	5.5	8.3	8.3	9.2	11.0	7.3	49.5	11.9	7.3	8.3	4.6	10.1	8.3	50.5	100.0

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等ではこどもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323

令和 7 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座」の
周知及びリーフレットの配布について【ご案内】

1 趣旨

自治会町内会の会長をはじめ、役員の方におかれましては、少子高齢化、人口減少、ライフスタイルが多様化する中、地域活動の維持、発展に向けて日々、工夫されるとともに、アイデアを求められていることと思います。

そこで、今年度から、地域活動における新たな参加者の獲得につながるよう、また、地域のつながりづくりを目的として、自治会町内会の役員の方々を対象とする講座を市内 4 か所で開催することとしました。

当日は、誰もが「一緒に活動したい！」と思う仲間づくりの秘訣や魅力ある企画のヒントを他地域の事例を交えて、紹介させていただきます。

つきましては、参加希望の団体は、各区地域力推進担当まで（電子申請システムの場合は、二次元コードから）お申込みをお願いいたします。

自治会町内会の会長や役員の皆さまをはじめ、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 開催概要

- (1) 令和 7 年 9 月 6 日（土）14 時～16 時 【かながわ県民センター】
- (2) 令和 7 年 9 月 11 日（木）14 時～16 時 【ボッシュホール（都筑区民文化センター）】
- (3) 令和 7 年 9 月 17 日（水）14 時～16 時 【保土ヶ谷公会堂】
- (4) 令和 7 年 9 月 30 日（火）10 時～12 時 【横浜市役所 市民協働推進センター スペース A・B】

■当日のプログラム（主な予定）

自治会町内会活動の実践者、NPO 等の団体で活躍されている 2 名の講師から、実際に取り組まれた事例を中心にお話いただきます。

- ・講座 1（東京都三鷹市で、町会長として交流の場づくりに取り組んだ実践事例）
- ・講座 2（町会・自治会応援キャラバンを通じた担い手・仲間づくりの事例）

4 申込期限・申込み方法等

■申込期限：令和7年8月22日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加いただけない場合のみ、8月29日（金）までにメールで連絡いたします。

（定員に満たない場合は、引き続き受付）

■申込み方法

電子申請システムでの申請または

Eメール、電話、FAX、窓口への持参のいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
（お申込みはこちらから）

■申込み・問合せ先

各区地域力推進担当

（申込み・問い合わせ先の詳細は、添付のリーフレットをご参照ください）

5 添付資料

リーフレット：「地域の仲間を増やそう ～防災編～」

地域活動を盛り上げる！自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座

※本市ホームページにも掲載します。



▲地域の担い手創出支援事業
ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、森
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込期限

令和7年8月22日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月29日（金）までにメールで連絡いたします。
※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
（自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可）

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAX、窓口への持参のいずれかでお申込みください。

右の二次元コードを読み込んでください▶



横浜市電子申請システム→手続き一覧（個人）→「自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座」で **検索**

申込事項

- ① 希望する会場・日時 ② 自治会町内会名 ③ 役職名 ④ 参加人数
⑤ 名前（漢字） ⑥ 名前（ふりがな） ⑦ 電話番号 ⑧ メールアドレス

申込み・お問い合わせ先

南区地域振興課地域力推進担当（区役所6階63番窓口）

住所：〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

TEL：045-341-1239 FAX：045-341-1240 メールアドレス：mn-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向け講座～地域の担い手創出支援事業～

申込用紙 FAX：045-341-1240（南区地域振興課地域力推進担当）
FAX・持参の人はこちらの用紙をお使いください。

希望する会場・日時 （いずれか1つにチェックしてください）	☐ かながわ県民センター ☐ ボッシュホール（都筑区民文化センター） ☐ 保土ケ谷公会堂 ☐ 横浜市役所市民協働推進センター	令和7年9月6日（土） 令和7年9月11日（木） 令和7年9月17日（水） 令和7年9月30日（火）	14：00～16：00 14：00～16：00 14：00～16：00 10：00～12：00
自治会町内会名		役職名 （役職のある方全員の役職名をご記入ください）	
参加人数	人	ふりがな 名前 （代表者）	
電話番号 （代表者）		メールアドレス （代表者）	

※ご記入いただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会向け講座
～地域の担い手創出支援事業～

自治会町内会の
活動者（仲間）を
増やしたい
リーダー層・役員層の
皆さまへ

地域の仲間を増やそう —防災編—

参加費無料

地域活動を盛り上げる！自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座



もっと多くの仲間と

「地域を盛り上げていきたい!」とお考えの
自治会町内会のリーダーの皆さま、必見!!

防災をテーマに、誰もが「一緒にやりたい!」

と思う仲間づくりの秘訣や

魅力ある企画のヒントを事例から学びましょう。

一緒に活動する
仲間を増やしたい!



日程（令和7年）

時間

会場

- | | | | |
|---|----------|---------------------------|----------------------------|
| 1 | 9月6日（土） | 14：00～16：00
（受付13：30～） | かながわ県民センター |
| 2 | 9月11日（木） | 14：00～16：00
（受付13：30～） | ボッシュホール
（都筑区民文化センター） |
| 3 | 9月17日（水） | 14：00～16：00
（受付13：30～） | 保土ケ谷公会堂 |
| 4 | 9月30日（火） | 10：00～12：00
（受付9：30～） | 横浜市役所
市民協働推進センタースペースA・B |

※講座内容は、各会場同じです

電子申請システムでの
お申込みはこちらから▶



申込期限は
8月22日（金）
まで

詳細は、
内面をご覧ください!

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員 (各会場定員あり)

講座内容・講師紹介 (予定)

他地域の
事例満載!

事例から学ぶ

地域活動を盛り上げる!自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座

地域活動を盛り上げるために、自治会町内会の担い手発掘・仲間づくりに向けて実践者、中間支援組織で活躍されているお二人の講師から、実際に取り組まれた事例を中心にお話ししていただきます。

事例1 東京都三鷹市で、町会長として交流の場づくりに取り組んだ実践事例

事例2 町会・自治会応援キャラバンを通じた担い手・仲間づくりの事例
～講師の方に直接質問できる時間も予定しています～

もっと
多くの人に
参加して
もらいたい...

講座で学んだこと、一緒に実践しませんか

自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手・仲間づくりを実践する皆さまの活動をサポートします。ご興味ある方は、会場でスタッフにお問い合わせください。



事例1「住民同士の交流から防災力向上を進める取組」など



講師
竹上 恭子 氏
三鷹市
井の頭一丁目町会会長

profile

転勤族としての経験から、「新しい土地で自分の居場所をつくる」ことの大切さを実感し、町会で多世代が気軽に集える場づくりや、楽しく学べる防災活動に取り組んできました。「顔の見える関係を作りたい」「やりたい人を応援したい」—そんな思いに共感してくれる人が少しずつ増え、町会が元気になってきています。

事例2「子育て世代に響く防災企画」など



講師
冨川 万美 氏
NPO法人M-plug理事、
アクティブ防災事業代表

profile

東日本大震災の支援活動を機に M プラグの設立に参加。子育ての当事者が自ら学び、自ら考え、自ら動く「アクティブ防災」を提唱し、防災講座、ファシリテーターの育成を行いながら、「東京防災」監修など、官公庁や自治体の防災対策への協力や、書籍、雑誌などで監修を務める。『全災害対応! 子連れ防災 BOOK』(祥伝社、ママプラグ著、2019年3月)などを執筆。

※講座の内容・講師は予定です。変更になる場合があります。

1

令和7年 **9月6日(土)**

14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
200人

📍 **かながわ県民センター**

神奈川区鶴屋町2-24-2

(「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分)



2

令和7年 **9月11日(木)**

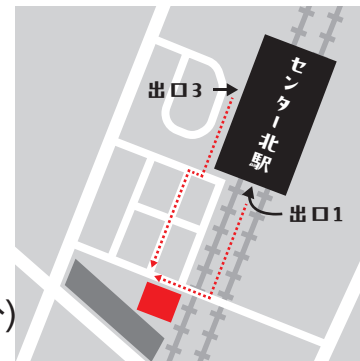
14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
200人

📍 **ボッシュホール** 都筑区民文化センター

都筑区中川中央1丁目9番33号

(市営地下鉄「センター北駅」出口1、3から徒歩5分)



3

令和7年 **9月17日(水)**

14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
80人

📍 **保土ヶ谷公会堂**

保土ヶ谷区星川1丁目2-1

(相鉄線「星川駅」北口から徒歩3分)



4

令和7年 **9月30日(火)**

10:00~12:00 (受付 9:30~)

定員
80人

📍 **横浜市役所** 市民協働推進センター

スペースA・B

中区本町6丁目50-10 横浜市庁舎1F

(みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分)



ご留意事項

・会場ごとに定員があります。・講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の活用団体インタビュー公開について【情報提供】**1 趣旨**

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、より多くの自治会町内会にご利用をご検討いただくため、昨年度本補助金を利用して会館に省エネ設備等を導入した団体へのインタビューを公開しました。

インタビューでは、「電気使用量が大幅に減った、補助率 2/3 の補助金が導入のきっかけになった」との声がありました。本補助金の申請期限は、9 月 30 日（火）までです。期限内でも、予算上限に達し次第、受付を終了します。

ぜひ、インタビューをご覧ください、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 公開先

以下のホームページで公開しています。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html>

横浜市 会館 脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助金の詳細については、上記ページに掲載している

「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

申請様式もこちらからダウンロードできます。

4 申請状況（7 月 4 日時点速報値）

86 件、52,765,060 円（予算執行率 約 33%）

※申請期限：9 月 30 日（火）

期限内でも予算上限に達し次第、受付を終了します。申請はお早めをお願いします。

★補助対象などに関するお問合せ・申請窓口	事業実施主体
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (事務委託先) 電話：045-451-7740（平日 9:00～17:00） Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp	市民局地域支援部地域活動推進課 担当：佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 Email:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

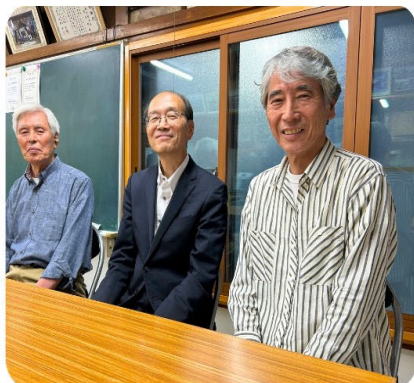
裏面あり



横浜市自治会町内会館
脱炭素化推進事業補助金



活用団体に訊いてみた!



【令和6年度事業実施】
港北区 小机愛宕町内会

横浜市では昨年度に引き続き、会館への省エネ設備導入にかかる費用の**2/3を補助**する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の申請を受け付けています。

今回は実際に効果があるのか、昨年度補助金を活用し、会館へ「**省エネエアコン**」と「**断熱窓**」を導入された港北区の**小机愛宕町内会**様にインタビューをさせていただきました。

みなさんからいろいろ訊いていくと…

- 電気使用量が前年同月に比べ、**約75%減少!**
- エアコン**の効きが**良くなった!**
- 断熱性**に加え**防音性**もアップ!

上記などの反応がありました。



気になるインタビューの詳細は
横浜市HPをチェック!



横浜市 会館 脱炭素 検索

横浜市HP『横浜市自治会町内会館
脱炭素化推進事業』

自治会町内会向け デジタルツール展示・相談会について【ご案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

当日は、デジタル化でできることについて、企業や団体の方にご紹介いただいたり、直接ご相談をいただける会となります。

つきましては、参加を希望される団体におかれましては、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

(1) 日時 : 令和7年9月 21 日(日) 10 時～16 時(入退場自由)

(2) 場所 : 横浜市役所1階アトリウム(横浜市中区本町 6-50-10)

(3) 申込 : 電子申請・届出システム又はエントリーシートを記入の上FAX(地域活動推進課あて)にて申込

■エントリーシート提出期限: 令和7年9月 15日(月)

※お申込みいただいた、全ての皆様にご参加いただけます。

(4) その他 : 詳細は別添のチラシのとおり

担当: 市民局地域活動推進課

栗田、石栗

電話: 671-3624

FAX: 664-0734

自治会町内会向け デジタルツール展示・相談会

そのお悩み、

『デジタル』で
解決できるかもしれません！

自治会町内会からこんな相談お受けします

・デジタルで活動は楽になるの？

・具体的にどんなものがあるの？

・どうやって選べばいいの？

・お金はかかるの？

電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などを
キャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等が出展します。
サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

当日のタイムテーブル等詳細は裏面をご確認ください。

開催日時・場所

令和7年9月21日(日) 10:00~16:00 ※入退場自由
横浜市役所1階アトリウム

お問合せ・お申込み

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ:045-671-3624 申込み:裏面の二次元コードまたはFAXにて



《プログラム》

●ステージ

自治会町内会DXの説明

企業・団体によるデジタルツール等の説明

1回目：10:00～11:00

2回目：12:15～13:15

3回目：14:00～15:00

※全3回同じ内容です。

(下記の全ての出展予定事業者からの説明をお聞きいただけます)

●ステージ外

相談会：11:00～16:00

※ブースにより休憩時間を挟む場合があります。

《出展予定事業者》

(株)タウンニュース社

小田急電鉄(株)

大東建託(株)

(株)ワンベルウッズ

(株)ネオジャパン

ウーマンネット(株)

(株)LOCAL JAPAN

PayPay(株)(※調整中)

アニバーサリーコンシェル(株)

(株)シーピーユー

(株)フィールド

三愛電子工業(株)横浜技術センター

(株)ブループリント・システムズ

(株)アイティサーフ

(特非)まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.

(※)出展調整中です。調整結果及びステージのタイムスケジュール(詳細)は

8月頃に下記のHPに掲載します。



各事業者が提供するデジタルツール等のサービスは、自治会町内会DX応援事業【自治会町内会向け】HPに概要が掲載されています。

横浜市 自治会町内会DX応援

検索

申込期限:

令和7年9月15日(月)

申込み先【横浜市 市民局 地域活動推進課】

●電子申請:右側のQRコードから入力 →



●FAX:045-664-0734 → 以下エントリーシートを記入し送付

自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

◇自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

※お申込みいただいたすべてのみなさまにご参加いただけます。

区名	区
自治会町内会名	
人数	人

書類 番号	9
----------	---

南地振第 252 号
令和 7 年 7 月 18 日

自治会町内会長 様

南区資源化推進担当課長 吉房 兵庫

南区つながり清掃ウォークについて(依頼)

日頃からヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

街の美化をきっかけに横のつながりを持つことを目的とする、地域の皆さまによる清掃活動「南区つながり清掃ウォーク」も 9 年目を迎えました。

昨年度も多くの方にご参加いただき 無事に実施することができました。参加していただいた皆様、ご協力に感謝申し上げます。

このたび、11 月に開催予定の「**南区つながり清掃ウォーク**」への参加の募集をいたしますので、ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。

1 実施概要

(1) 一斉清掃日

- ・ 11 月 8 日 (土) 9:00~11:00 (雨天中止)
- ・ それぞれの地区を出発し、11 時到着を目安にお近くの回収場所 (区内 4 か所、裏面参照) に向けて清掃活動を実施します。

(2) つながり清掃月間

- ・ 11 月 1 日 (土) ~30 日 (日)
- ・ 日頃、地域で取り組まれている清掃や美化活動を期間内に実施します。

2 参加手続き

(1) (2) いずれか、または両方に参加を希望される自治会町内会は、二次元コード又は申込書に必要事項をご記入のうえ、**10 月 31 日 (金) まで**に南区資源化推進担当宛までお申し込みください。

お申込みいただいた方には、記念品を配布します。

3 その他

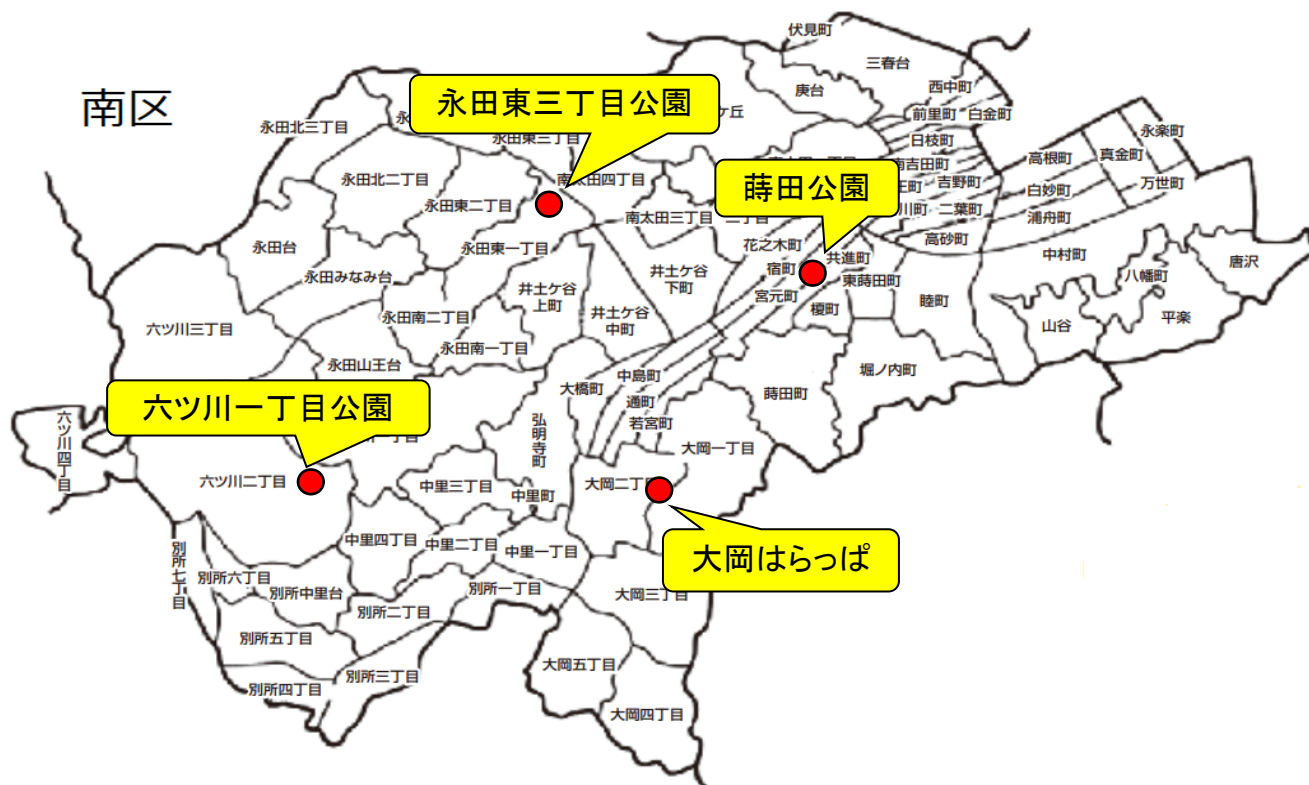
清掃用具 (トング、軍手、ごみ袋)をご希望の場合は、区役所 6 階 62 番窓口でお渡ししますので、希望される自治会町内会は二次元コード又は申込書にご記入をお願いいたします。

【お問合せ】 南区資源化推進担当：堀・新井 電話 341-1236

E メール:mn-shigen@city.yokohama.lg.jp

【一斉清掃日】地区ごとの回収場所(4か所)

- ・ 蒔田公園・・・中村地区、寿東部地区、お三の宮地区、太田東部地区、井土ヶ谷地区、蒔田地区、堀ノ内睦町地区
- ・ 大岡はらっぱ・・・大岡地区、本大岡地区、別所地区
- ・ 六ツ川一丁目公園・・・六ツ川地区、六ツ川大池地区、南永田山王台地区、永田みなみ台地区
- ・ 永田東三丁目公園・・・北永田地区、太田地区



- ・電子申請システムで申し込みの場合、下記2次元コードからお申し込みください。



FAX送信票 341-1240 【10/31 締切】

令和7年__月__日

南区地域振興課資源化推進担当宛て

南区つながり清掃ウォーク 参加申込書(自治会町内会用)

南区つながり清掃ウォークに参加します。

団体名		
所在地		
連絡担当者氏名		
電話番号		
Eメールアドレス		
参加種別(☑)	☐ 清掃月間(11/1～30)	☐ 一斉清掃(11/8)
内容	【日程】 11 月 日 () : ~ : 【場所】 _____	【解散場所】 (該当の場所に○) ① 蒔田公園 ② 大岡はらっぱ ③ 六ツ川一丁目公園 ④ 永田東三丁目公園
参加人数	※参加人数は変更がないよう、 お願いします。	

清掃用具をご希望の場合のみ記入⇒
※区役所6階 62 番窓口でお渡しします。

トング	軍手	ごみ回収袋
個	個	枚

注意

- 電子メールでもお申込みいただけます。担当者のお名前、参加人数・日程、連絡先をご記載いただき、mn-shigen@city.yokohama.lg.jp までご連絡ください。
- お申し込み後、5営業日以内に受付受諾連絡をいたします。
FAXの不調などの可能性がありますので**連絡のない場合は必ずご一報ください。**
- 参加見込人数は申し込み時点の予測で結構です。実施後、報告をいただきます。

令和 7 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援の今年度の取組について、次のとおりお知らせします。

1 災害時要援護者名簿等について

(1) 災害時要援護者名簿の提供

南区では、自治会町内会ごとの災害時要援護者名簿（以下「名簿」とします。）を作成し、年に 1 回、協定を締結している自治会町内会へ名簿をお渡ししています。

名簿のお渡しは、新たに名簿に登載される方に個人情報提供の可否について確認をした以降、令和 8 年 1 月末頃を予定しています。

(2) 啓発物品及び住宅地図について

協定を締結している自治会町内会へ、啓発物品及び住宅地図等をお配りします。

物品等のお配りは、令和 8 年 1 月末頃（名簿と同時期）の予定です。

ア 啓発物品（防災用簡易トイレを予定）

イ 住宅地図（白地図）

ウ 説明用チラシ（災害時要援護者宅への訪問時等に御活用いただけるもの）

2 取組の支援について

災害時要援護者支援に関する御相談を通年で受け付けています。

(1) 「ご近助講座」の開催

区職員が地域にお伺いして御説明・意見交換等を行う「ご近助講座」の開催を随時行っています。お気軽に御相談ください。

(2) リーフレット「共助の取組事例 アイデア集」

災害時要援護者支援の取組について地域の取組や事例をまとめたリーフレット「共助の取組事例 アイデア集」を令和 7 年 1 月末に協定締結自治会町内会へお配りしています。追加配布を御希望の場合は、高齢・障害支援課に御連絡ください。また、リーフレットは南区役所ウェブページにも掲載しています。

【南区役所ウェブページ「南区災害時要援護者支援ガイド」】

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html



1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難したりすること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要と言われています。

要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。

取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募ったりすることで名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

是非御検討
ください！



【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続きを区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。

○区の名簿を提供した自治会町内会数（令和7年6月末時点）

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
203	167

災害発生時に備えた取り組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日頃からの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法の検討や、訓練等を実施します。

できる範囲で取り組みをお願いします！



【問合せ先】災害時の自助・共助に関すること

災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること

災害時要援護者名簿に関すること

総務課 341-1225

福祉保健課 341-1181

高齢・障害支援課 341-1136



フレイル予防!

健康チェックして、フレイル予防に取り組もう!

みなみ フレイル予防健診

フレイルは「健康」と「要介護状態」の
中間の状態です

健診内容

- ✓ 体組成測定
・ 筋肉量の測定など
- ✓ フレイル
チェックシート
- ✓ 体力測定
・ 握力
・ 片足立ち
・ 5 m 歩行



日程 令和7年 **9月18日 木**

時間 午前10時～11時
午後 2時～3時

場所 南区役所 1階 多目的ホール

対象 南区在住の
おおむね65歳以上の方

定員 午前30人 午後30人

申込み **8月12日 火 8時45分** から受付開始

参加費無料

電話にて事前申込み優先

(当日空きがあれば先着順)

南区役所 高齢・障害支援課

電話 045-341-1140 FAX 045-341-1144

ぼけますから、 よろしくお願いします。

- 映画上映会 -



母、87歳、認知症。
父、95歳、初めての家事。



娘（信友直子監督）が丹念に描く、
感動のドキュメンタリー



令和 7 年 **10** 月 **24** 日 **金**

13:30~15:30 (開場 13:00)



来場者全員に
エンディングノート
プレゼント

会場



みなみん

(南公会堂/南区総合庁舎内

3階)

無料

お申込みはこちら (要事前申込み)



一時保育 対応あり (1歳~6歳未満の未就学児対象)

【申込受付期間】

8月12日(火)~10月23日(木) 先着順 (400名)

*一時保育希望のみ、9月30日(火) 締切

お電話 / メール / FAXからも、お申込みいただけます。

メール・FAXには氏名、連絡先、一時保育を希望する場合は預かりを希望するお子様の年齢を記載してください。

／ SCAN ME ／



／ SCAN ME

南区区連会承認第13号

掲示期間：令和7年10月24日まで

▼お申込み・お問合せ先 **南区高齢・障害支援課 高齢者支援担当**



045-341-1139



045-341-1144



mn-ninchi@city.yokohama.lg.jp

第 5 期南区地域福祉保健計画（原案）に対する
区民意見募集及び計画愛称投票実施の周知について（依頼）

令和 6 年度から策定作業を進めてまいりました「第 5 期南区地域福祉保健計画」について、区全体計画の「原案」がまとまりました。この「原案」に対する区民意見募集を行います。併せて計画の愛称投票を実施します。

つきましては、この内容について、地域の皆様に周知していただき、区民意見募集及び計画愛称投票にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

I 概要

(1) 意見募集および愛称投票期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 8 月 29 日（金）

(2) 計画原案の閲覧方法

8 月 1 日から、区ホームページまたは区内施設で閲覧できます。

(3) リーフレット配架・原案冊子閲覧場所

区役所（4 階 42 番）、区内地域ケアプラザ・地区センター・コミュニティハウス、南区社会福祉協議会、南図書館、地域子育て支援拠点 はぐはぐの樹、地域活動ホームどんとこい・みなみ、南区生活支援センターサザンウインド

(4) 意見提出および愛称投票の方法

横浜市電子申請システム、リーフレット付属のはがきで郵送、電子メール、FAX

2 計画愛称投票について

(1) 実施理由

地域福祉保健計画が区民にとってより身近なものと感じることで計画理念の実現に向けた取組が広まっていくことを目指し、計画に愛称（親しみやすい名前）を付けることとしました。
なお、市内 18 区のうち、区地域福祉保健計画に愛称がないのは南区のみです。

(2) 候補案

① あったかプラン・みなみ

② つながって南

③ みなみプラン～みんなのみらいをつくるプラン～

④ みなみスマイルプラン

(3) 候補案決定の経過

関係機関による「第5期計画策定プロジェクト会議」にて、プロジェクトメンバーに計画愛称を募集しました。応募案の中から、さらにプロジェクトメンバー内での投票を実施。以上の結果を踏まえて、事務局にて検討し、候補案を決定しました。

区民意見募集では、候補案の中からふさわしいと思う愛称を1つ選び投票します。

(参考) 第5期南区地域福祉保健計画（原案）について

(1) 策定経過

時期	内容
令和5年度	第4期計画中間振り返り・骨子確定
令和6年5月～10月	関係機関・団体ヒアリング、区民意識調査、子どもの声を聞く取組
令和6年6月～7年1月	第5期計画策定プロジェクト会議（第1～3回）
令和7年3月	「みなみの福祉保健」を考える懇談会、素案確定
令和7年4月	区全体計画事務局案について庁内各課、社協、ケアプラザへの意見照会
令和7年6月	第5期計画策定プロジェクト会議（第4回）

(2) 今後のスケジュール

区民意見募集（8月1日～29日）

第5期計画策定プロジェクト会議（第5回）（10月8日）

「みなみの福祉保健」を考える懇談会（12月25日）

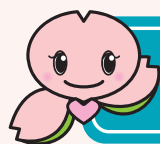
計画完成・公表（3月）

【お問合せ先】

南区福祉保健課 事業企画担当

担当：森山・笠原・梶山

電話：341-1183



南区地域福祉保健計画の愛称投票を実施します

「南区地域福祉保健計画」に愛称（親しみやすい名前）をつけることになりました。
次の4つの候補から一番ふさわしいと思う名前を選んで投票をお願いします！

投票期間 令和7年8月1日（金）～8月29日（金）



1 あったかプラン・みなみ

理由 南区のキャッチフレーズ
「南の風はあったかい」にちなんで

2 つながって南

理由 つながってからのその先を
前向きに進める気持ちを表現

3 みなみプラン

～みなでみらいをつくるプラン～

4 みなみスマイルプラン

理由 笑顔でつながる南区の
あったかいコミュニティを表現

お問合せ先 南区役所 福祉保健課 事業企画担当

電話：045-341-1183 FAX：045-341-1189

電子メール：mn-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp

投票結果について

第5期南区地域福祉保健計画の
公表に合わせて、令和8年3月に
発表します。

料 金 受 取 人 払 郵 便



差出有効期間
2025年9月
30日まで

郵便はがき

2 3 2 8 7 9 0

〈受取人〉

横浜市南区浦舟町2-33

南区役所福祉保健課
事業企画担当 行

以下の質問にご回答ください。

南区との つながり	☐ 在住 ☐ 在勤 ☐ 在学 ☐ その他 ↳ お住まいの町名（ ）
年 代	20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳代 90歳以上

ありがとうございました。



ご意見の募集期間・愛称投票期間
令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで

提出方法

①電子申請システム

右の二次元コードからアクセスしてください。



②電子メール

mn-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp
※件名に「意見募集」「愛称投票」と記載してください。

③FAX

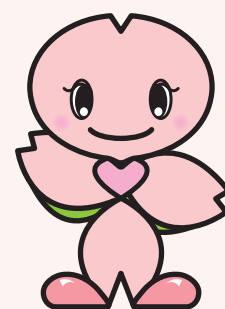
045-341-1189

④はがき

左のはがきを切り取り、ご使用ください。
※切手不要・8月29日消印有効

- いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する南区の考え方等については、南区ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は個人情報保護法に従って適正に管理します。

区民意見
募集



南区マスコットキャラクター
みなっち

南 区 地域福祉保健計画

皆様の声を聞かせてください

募集期間

令和7年 8/1（金）～8/29（金）

計画愛称
投票



南区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
トモニー



第5期南区地域福祉保健計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）の 原案がまとまりました



南区地域福祉保健計画とは

南区の住民一人ひとりが「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域」を目指して、住民の皆さんと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が力を合わせて進めていく活動や取組をまとめたものです。

- 第4期計画の振返り
- 関係団体ヒアリング
- 区民意識調査
- 子どもの意見を聞く取組
- 計画策定プロジェクト会議

第5期南区地域福祉保健計画（原案）

意見募集

愛称投票

第5期計画確定・公表
愛称決定・発表

令和8年
3月予定

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では第2期から「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。加えて、第2期から区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一本化して策定し、区社会福祉協議会の取組とも一体的に推進しています。



横浜市地域福祉保健計画
キャラクター
ちふくちゃん

基
理
本
念

区民の情が生きるまち 南区

5つのキーワード

- つながり
- 安心
- 健康
- 笑顔
- 情報

3つの目標

目標 1

✓ 安心・笑顔で支え合う
まちづくり

5年後のまちの姿

住民、支援機関、関係機関・団体による見守りと連携した支援を行うことにより、孤立しがちな人をつなげる・支える活動が広がっています



取組の柱

1-1

地域における
見守り・支え合い活動の充実

1-2

困りごとを抱えた人を
孤立させないための仕組みづくり

1-3

複合的な課題を持つ世帯へ
多機関が連携して支援するための
地域ネットワーク強化

背景

一人暮らしの高齢者等、見守りの必要な対象者が増えているため、地域全体で見守り支え合う自助共助の関係を作っていく必要があります。

地域とつながりがなく、孤立し、困りごとを抱えている人が、早期に支援につながる仕組みを作っていく必要があります。

8050 問題やひきこもり、ヤングケアラー等、既存の制度やサービスだけでは解決できず、支援する分野が複数となる世帯が増えており、多機関・多職種によるチーム支援が必要となっています。

目標 2

✓ 様々な人が交流し、
地域活動に参加するまちづくり

5年後のまちの姿

年齢や国籍、障害の有無等に関係なく、ともに地域で交流し、福祉保健や趣味等の地域活動に参加する機会が増えています



2-1

多様性を理解し、
交流する機会の創出

2-2

身近な地域で取り組む
健康づくり活動の充実

2-3

多様な地域活動の充実と、
時代や環境の変化に応じた
活動の再構築

南区には外国人や障害者等多様な住民がいますが、多様性の理解を進めるためには、同じ地域に住む仲間として交流する機会を増やしていく必要があります。

健康づくりに向けた取組を健康に関心がない人や、地域とつながりのない人にも広めていく必要があります。人とのつながりを通した健康づくりの重要性が認識されてきています。

地域住民同士がつながるには、地域活動に気軽に参加できることが必要です。ライフスタイルの変化にともない、誰でも活動できるように活動を変化させることが必要です。

目標 3

✓ 地域活動を支える
基盤づくり

5年後のまちの姿

地域活動に関する情報を知りたい・活動したいと思った時に、取り組みやすい環境が整えられています



3-1

地域活動に関する情報の整理と
発信方法の工夫

3-2

地域人材の発掘と育成

3-3

地域活動の充実に向けた支援

様々な情報から自分に適している地域活動を選びやすくなれば、活動を始めやすくなります。相手の特性に合わせた情報発信方法を工夫する必要があります。

高齢化等による担い手不足が課題となっています。潜在的な人材を活動につなぐ地域のコーディネーターの役割が重要です。

地域活動を安定して運営するためには、場所や資金等が必要です。住民だけでなく、地域の民間企業や商店街等が地域活動に関わることで、地域を活性化できる可能性があります。

「第5期南区地域福祉保健計画（原案）」の
閲覧方法

内容の詳細は、南区役所ホームページからご覧いただけます。

南区役所 地福計画

検索



次の場所で、第 5 期南区地域福祉保健計画（原案）の詳細を冊子でご覧いただけます。

区役所（4 階 42 番）、区内地域ケアプラザ・地区センター・コミュニティハウス、南区社会福祉協議会、南図書館、地域子育て支援拠点、はぐはぐの樹、地域活動ホームどんとこい・みなみ、南区生活支援センターサザンウインド

閲覧に際して配慮が必要な場合は裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。

「第 5 期南区地域福祉保健計画（原案）」について
自由にご意見をお寄せください。

～ 愛称投票 ～

南区地域福祉保健計画の愛称を次の 4 つの候補から
1 つ選んで番号を記入してください。

- 1 あったかプラン・みなみ
- 2 つながって南
- 3 みなみプラン ～みんなであそびをつくるプラン～
- 4 みなみスマイルプラン

番号を記入➡

南 総 第 637 号
令和 7 年 7 月 18 日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

令和 7 年国勢調査の広報ポスターの掲示板への掲出のお願いについて【協力依頼】

拝啓 盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

令和 7 年国勢調査の調査員推薦につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。本調査の重要性を御理解いただき、全世帯の回答を頂けるよう、「広報よこはま」を始めとした地域に密着した媒体を活用して、各世帯の皆様への十分な広報を実施してまいりたいと考えております。

お手数をおかけいたしますが、広報ポスターの自治会町内会掲示板への掲出等について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1 ポスター仕様
A 4 縦 片面印刷（別添参照）
- 2 掲出依頼期間
9 月初旬～10 月中旬（これ以前から掲出いただいても差し支えありません。）
- 3 ポスター送付時期
7 月区連会での説明後、各自治会町内会あて送付させていただきます。

【参考】令和 7 年国勢調査日程

- 1 調査書類の配布時期
9 月 20 日（土）～10 月 1 日（水）
※調査票（紙）のほか、インターネット回答に必要な書類や郵送用の封筒等。
- 2 インターネット回答期間
9 月 20 日（土）～10 月 8 日（水）
- 3 調査票での回答期間
10 月 1 日（水）～10 月 8 日（水）

南区役所総務課統計選挙係
担当：小川、中島
TEL：3 4 1－1 2 2 7
FAX：2 4 1－1 1 5 1

いざ、国勢調査!



※ひとり暮らしの方の目安

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



9月下旬頃から
調査書類をお届けします

調査期日

10.1 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



! 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。



総務省統計局・都道府県・市区町村



GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※過去に依頼しました GREEN×EXPO 2027 のチラシが
掲示板に残っている場合は、新しいチラシに貼り替えて
いただきますようお願いします。



(今回依頼)
掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 山本、西堀
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN



2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19 — 9.26

International Horticultural Expo2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027



公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

©EXPO 2027

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の新たな事業計画策定に向けて、「答申を踏まえた基本的な方向性」を取りまとめました。ついては、市民の皆様から広くご意見をいただくための市民意見募集を実施していますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～9 月 9 日（火）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

【二次元コード】



横浜市ホームページ
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（7 月中旬から順次配架）

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等の PR ボックス など

4 その他

広報よこはま 8 月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集案内資料

港湾局山下ふ頭再開発調整課
担当 武、多和田
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発「答申を踏まえた基本的な方向性」について 市民の皆様からのご意見を募集します（7/1～9/9）

令和3～5年に実施した市民意見募集、市民意見交換会等の結果や、山下ふ頭再開発検討委員会からの答申を踏まえ、山下ふ頭再開発の基本的な方向性を取りまとめましたので、新たな事業計画策定に向けて、市民の皆様からのご意見を幅広く募集します。

1 市民意見募集

【募集期間】

令和7年7月1日(火)～9月9日(火)

【意見の提出方法】

(1)インターネット入力フォーム(横浜市電子申請・届出システム)

次の URL または二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

【二次元コード】

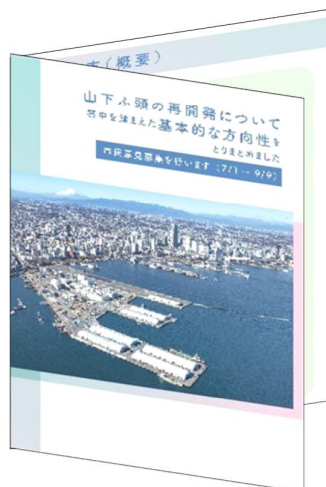


横浜市ホームページ
市民意見募集

(2)郵便 リーフレット付属のはがきをご利用ください。(切手不要・当日消印まで有効)

【リーフレットの配架場所】 7月中旬から順次配架

- (1)市民情報センター(市庁舎3階)
- (2)各区役所 広報相談係
- (3)行政サービスコーナー、図書館等のPRボックス など



(参考) 山下ふ頭 位置図

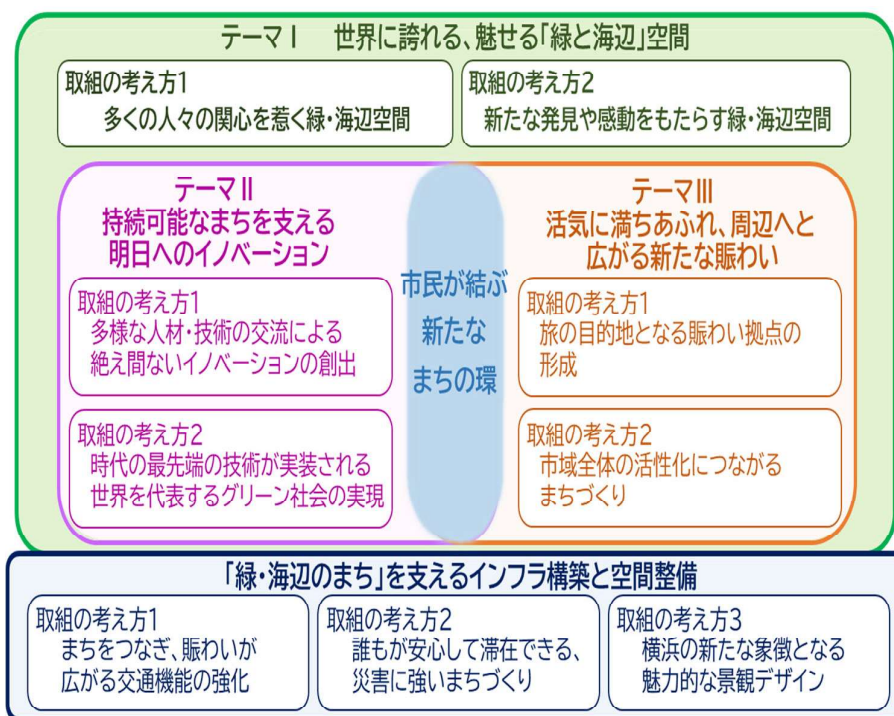


<裏面あり>

2 答申を踏まえた基本的な方向性（概要）

新たなまちの将来像として、3つのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに再開発を推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、再開発の最も大きな軸と位置づけており、他のテーマを包含する関係性となっています。また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示しています。



【新たなまちの将来像】

◆「答申を踏まえた基本的な方向性」は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokosei.html>



横浜市ホームページ
「答申を踏まえた基本的な方向性」

3 今後の進め方

2025 年 7 月～ 市民意見を伺う取組
2025 年度中 事業計画案
市民意見募集
新たな事業計画
2026 年度頃 事業化

市民意見を伺う取組を実施し、議論を積み上げ、より良い事業計画の案を作成していきます。また、作成した事業計画案に対しても、改めて市民の皆様のご意見を伺い、新たな事業計画を策定していきます。

※ 市民意見を踏まえ民間事業者へのヒアリング等も行っていきます。